

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室®〕法人税その40

減価償却制度の見直しについて

Q 平成28年度税制改正により、減価償却制度の一部が見直しされたと聞きました。こちらの概要について教えてください。

A
概要と適用時期

平成28年度税制改正により、これまで定額法と定率法の2種類あった建物附属設備と構築物の減価償却方法が、「課税ベ-ス拡大」の観点から「定額法」に一本化されることになりました。平成28年4月1日以後取得分より適用されることとなります。

建物附属設備とは、昇降機設備や電気・ガス設備等のこと(建物と一体となって機能を発揮する附属設備)を指し、構築物とは舗装道路、貯水池など土地の上に定着した建造物、土木設備、工作物を指します。今回はその2点についての改正になりました。

	改正前	改正後
建物	定額法	定額法
建物附属設備	定額法・定率法	定額法
構築物	定額法・定率法	定額法
機械及び装置	定額法・定率法	定額法・定率法

取得日ベースで判定

この改正は平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備と構築物について適用されるため、同日前に取得を行っていただければ実際に事業のために使用する日(事業供用日)が同日以後であっても、従前どおり、定率法により減価償却することが可能となります。

既存資産に対する資本的支出

平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備と構築物については定率法により減価償却を行っている会社も多いものと思われます。しかし、このように定率

法により減価償却を行っている既存の建物附属設備や構築物に対する平成28年4月1日以後の資本的支出についても、今後は定額法に一本化されることになりました。例えば、平成20年度中に、取得したエレベ-ター設備(建物附属設備)についてこれまで定率法により減価償却を行ってきた場合であっても、平成28年4月1日に駆動装置を新品に交換した場合は、その改良工事については定額法により減価償却することになります。

平成10年度税制改正との違い

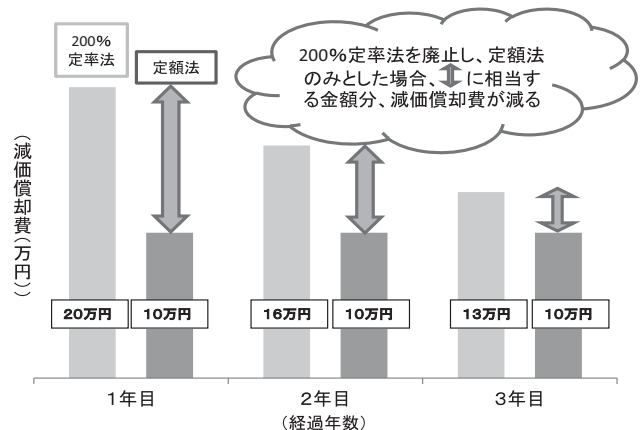
建物の減価償却方法が定額法に一本化されたのは、平成10年度税制改正においてですが、その際には、適用日前に定率法で償却していた建物について適用日以後に行った資本的支出の償却方法が定額法に強制されることはありませんでした。

しかしながら、現行法令における資本的支出は、新規資産の取得とみなすことが原則とされるため、取得日が平成28年4月1日以後の資本的支出についても減価償却方法は定額法で一本化されます。

したがって、従来定率法を採用していたケースでは資本的支出の対象となった建物附属設備あるいは構築物と、それに対して実施した資本的支出は減価償却方法が異なることとなり、種類及び耐用年数が同じであっても償却限度額のグル-ピング計算は行えないこととなりますので注意が必要です。

(参考)

【100万円、耐用年数10年の減価償却資産を取得した場合の例】



資産区分/取得時期	~H10. 3. 31	~H19. 3. 31	~H24. 3. 31	~H28. 3. 31	H28.4.1 ~
建物	旧定額法 or旧定率法	旧定額法	定額法		
建物附属設備、構築物		旧定額法 or旧定率法	定額法 or250%定率法	定額法 or200%定率法	定額法のみ
機械装置、工具器具備品、 車両運搬具、船舶、航空機			定額法 or200%定率法		
無形固定資産	旧定額法		定額法		

(注) 複数の償却方法がある場合に償却方法を選定しなかったときは、法人は「旧定率法」または「定率法」、個人は「旧定額法」または「定額法」が償却方法となる。

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、藤澤利率グル-プ稿)(監修：関東信越税理士会 松本支部)